

# 参議院議員通常選挙及び余市町議会議員選挙のお知らせ

## 投票の日時

- 参議院議員通常選挙  
7月21日(日) 午前7時～午後8時
- 余市町議会議員選挙  
8月4日(日) 午前7時～午後8時

## 投票できる方

●参議院議員通常選挙  
日本国民で、平成13年7月22日までに生まれた満18歳以上の方で、平成31年4月3日までに余市町の住民基本台帳に登録し、引き続き3か月居住された方。  
令和元年6月20日(木)以降に町内転居の届出をされた方は、前住所の投票所での投票になります。

## 余市町議会議員選挙

●余市町議会議員選挙  
日本国民で平成13年8月5日までに生まれた満18歳以上の方で、平成31年4月29日までに余市町の住民基本台帳に登録し、投票日現在、余市町にお住まいの方。

## 投票所入場券

●投票人名簿に記載されている住所に郵送されますので、入場券に記載されている投票所を確認し、投票の際にお持ちください。  
●投票日近くになっても入場券が届かないときは、選挙管理委員会へご連絡ください。

## 投票用紙の正しい書き方

●参議院議員通常選挙  
■選挙区：投票記載台の候補者氏名の掲示を確認し、「候補者1名」の氏名を書いてください。(漢字の部分をかんで書いても差し支えありません。)

## 選挙権年齢は18歳以上になりました



●平成28年6月に改正公職選挙法が施行され、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳(※)以上に引き下げられました。  
●日本国民で満18歳以上の方は国政選挙の選挙権を与えられ、さらに市区町村の区域内に3か月以上継続して住んでいれば、その地方公共団体の議員・長の選挙権が与えられ、投票することができます。  
(※)満18歳とは、18年目の誕生日の前日の午前0時からとされています。



ルールを守って  
明るい選挙・みんなの願い  
**棄権しないで  
みんなで投票!!**  
大切な1票、忘れず投票。  
問合せ 余市町選挙管理委員会  
☎21-2134

## ご利用ください♪ 余市町訪問 配食サービス

- 余市町訪問配食サービスでは、週1回または週2回、夕食をご自宅までお届けします。
- 65才以上のご夫婦や单身の方など、高齢者のみの世帯で食事の支度や買物にお困りの方に、栄養バランスの良い食事をお届けします。
- ご本人に直接お弁当を手渡し、お声掛けをしながら安否確認も行います。
- 利用できる曜日は月～金曜日で、1食400円となっています。
- お申込みや空き状況の確認などについては、次の連絡先までお気軽にお問合せください。

申込み・問合せ 余市町地域包括支援センター / 介護総合相談スペースあったか ☎48-6015  
余市町在宅介護支援センターかるな ☎22-3115  
保険課 介護保険グループ ☎21-2119

## 後期高齢者 医療保険 のお知らせ

### ●納入通知書を郵送します

今年度の納入通知書を7月10日に、加入されているみなさまに郵送します。納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いいたします。

### ●保険料軽減特例が見直されます

保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度から8割軽減に変わります。  
見直しについては、所得の低い高齢者の方に対して、介護保険料の負担がさらに軽減されることや、今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まることを踏まえて行われます。  
保険料を年金からの天引きで納めている方は、10月の天引きから反映されますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121

### ●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。  
7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の桃色の保険証を破棄し、**橙色の保険証**をご使用ください。

### 【医療機関での窓口負担の割合】

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は1割」、「現役並み所得者(※)は3割」です。前年所得をもとに、8月から翌年7月までの負担割合が決まります。

- 町・道民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方の同一世帯にいる被保険者の方です。
- ただし、一定の条件に当てはまる方は1割負担のままとなりますので、詳しくは保険課にお問合せください。

(※)現役並み所得者って？

### ●限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。  
引き続き交付対象に該当する方(令和元年度の町・道民税が非課税の世帯の方)は、7月下旬に保険証に同封してお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の水色の認定証を破棄し、**黄緑色の認定証**をご使用ください。

期日前投票期間
■参議院議員通常選挙 7月5日(金)～7月20日(土)
■余市町議会議員選挙 7月31日(水)～8月3日(土)
期日前投票時間
午前8時30分～午後8時
場 所
余市町役場1階ロビー

●**投票日当日に投票できない方**  
①期日前投票  
●仕事や旅行、病気や出産などで投票日に投票所へ行くことができない見込みの方は、期日前投票ができます。

●**代理投票・点字投票**  
●目の不自由な方、または病氣やけがなどで候補者の氏名が書けない方は、係員が代理で投票用紙に記載することができます。投票所の係員に代理投票したい旨をお申し出ください。

●**余市町議会議員選挙**  
投票記載台の候補者氏名の掲示を確認し、「候補者1名」の氏名を書いてください。(漢字の部分をかんで書いても差し支えありません。)

●**比例代表・投票記載台の政党名**  
または候補者氏名の掲示を確認し、「政党名または候補者1名」を書いてください。(漢字の部分をかんで書いても差し支えありません。)

●**不在者投票**  
●町外に滞在または滞在予定の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて投票ができます。  
●不在者投票を希望される方は、事前に直接または郵送による投票用紙の請求が必要となりますので、余市町選挙管理委員会へ早急に手続きをお願いします。  
なお、投票時間については、滞在先または滞在先の市区町村選挙管理委員会にご確認ください。

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸の障害	○	-	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

●**郵便等による不在者投票**  
●身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、次の一定の障がい等に該当する方が利用できます。  
※左表の○印が該当する方です

障害名	障害の程度		
	1級		
上肢、視覚の障害	○		

●「代理投票制度」を利用するには、あらかじめ手続きが必要ですので、詳しくは余市町選挙管理委員会にお問合せください。

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

●「代理投票制度」を利用するには、あらかじめ手続きが必要ですので、詳しくは余市町選挙管理委員会にお問合せください。

障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

●**開票について**  
開票は、余市町総合体育館で参議院議員通常選挙  
7月21日(日) 午後9時から  
余市町議会議員選挙  
8月4日(日) 午後9時から  
両選挙とも参観の入場は午後8時45分の予定です。入場できるのは、**余市町に選挙権がある方です。**また、参観人数は、先着250人に制限します。

●**その他**  
●投票所によってはスリッパに履き替える所がありますので、ご協力をお願いします。  
※スリッパは、投票所に用意してあります。  
●ポスター掲示場で、破損等を見かけましたら、余市町選挙管理委員会にお知らせください。

●**指定施設での不在者投票**  
●不在者投票ができる施設として指定されている病院・老人ホームなどに入院、入所されている方は、その施設で不在者投票をすることができます。  
投票を希望する方は施設の担当者に申し出てください。

※郵便等による不在者投票での投票用紙等の請求は  
●参議院議員通常選挙  
7月17日(水) まで  
●余市町議会議員選挙  
7月31日(水) まで